（ 公印省略 ）

産　第３０２６５－６６号

令和３年５月１３日

関係団体　各位

群馬県産業経済部長　鬼形 尚道

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 産 業 政 策 課 ）

今後のまん延防止等重点措置適用に伴う大規模施設への営業時間短縮の要請

及び協力金の支給について（通知）

　日頃より、本県産業振興施策の推進及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、令和３年５月３日（月）付けで群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改定版）」を改訂し、同年５月８日（土）から飲食店等への営業時間短縮の要請を行っているところです。

しかしながら、県内全域での１日あたりの新規感染者数が過去最高レベルの高い水準が続き、国の定める「ステージⅣ（感染爆発段階）」に相当していることから、本県は、５月１２日付けで「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請しました。

今後、当該措置が適用となった場合には、国の対処方針に沿い、下記のとおり重点措置区域内※の床面積が１，０００㎡を超える一定の大規模施設等に対して、営業時間の短縮を要請することとなり、要請に応じて営業時間の短縮に協力いただいた場合には、協力金が支給されることとされます。

　つきましては、本内容について貴下会員に周知いただき、まん延防止等重点措置が適用された際には、営業時間の短縮にご協力くださいますようお願いいたします。

※ 現時点での予定区域：前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町（１０市町）

記

　１　要請内容等

・対象　重点措置区域内の床面積１，０００㎡超の施設

（例：劇場、集会場、運動施設、博物館、遊技場、遊興施設、物品販売施設（生活必需関連を除く）等）

・内容　午後８時までの営業時間の短縮（イベント開催は午後９時まで）

　２　協力金の支給単価（１日あたり）

|  |  |
| --- | --- |
| 大規模施設 | テナント・出店者 |
| 対象面積1000㎡ごとに20万円×（短縮時間／本来の営業時間） | 対象面積100㎡ごとに2万円×（短縮時間／本来の営業時間） |

　３　その他

　　・上記１の「対象」に該当しない施設については、協力金は支給されませんが、可能な限り営業時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

【本内容に関する問い合わせ先】

（要請内容等に関すること）危機管理課感染症対策調整係TEL 027-226-2420

（協力金に関すること）感染症対策県内企業ワンストップセンターTEL 027-226-2731（平日8:30～17：15）